

令和4年度鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金募集要領

令和4年8月17日
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 目的

当補助金は、介護福祉士の資格取得を目指して在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者（以下「留学生」という。）を受入れ、修学期間中に奨学金等の支援を行い、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護事業者の負担を軽減することにより、県内の介護人材の確保を図ることを目的に、鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

2 募集事業の概要

令和5年3月31日までに完了する事業を対象に募集を行います。

(1) 募集期間

令和4年8月17日（水）から同年12月28日（水）まで

（期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集します。）

(2) 補助事業及び補助上限額等

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象期間	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
介護福祉士の資格取得を目指す留学生に対し留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付する事業（給付型及び返還免除条件付きの貸与型奨学金）	補助事業を実施する、鳥取県内に所在する別表に掲げる種別の介護サービス事業者	日本語学校（1年以内）	学費（※1）	年額 600,000 円以内	1 / 3
			居住費などの生活費（※2）	年額 360,000 円以内	
		介護福祉士養成施設（2年以内）	学費（※1）	年額 600,000 円以内	
			入学準備金	200,000 円以内（1回限り）	
			就職準備金	200,000 円以内（1回限り）	
			介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内	
居住費などの生活費（※2）	年額 360,000 円以内				

※1…「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて貸与又は給付が行われている場合、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※2…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

(3) 採択数 留学生9名分

(4) 補助金の返還

留学生が日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかった場合や、介護福祉士養成施設を卒業後、事業実施主体の有する県内施設又は事業所において介護福祉士として介護等の業務に5年間従事しなかったときは、補助金の返還を求める。

(5) 他制度等との併給

留学生が、介護福祉士修学資金貸付事業等類似する他の公的補助を受けている場合は本事業の対象としない。ただし、以下のような場合には重複しないものとして取扱う。

- ・日本語学校修学分については本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分については他制度を活用する。
- ・介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用する。

(6) 補助団体の選定方法

本要領に定める要件に合致する申請の中から選考する。なお、予算額を上回る申請があった場合は、原則として先着順とする。

(7) 補助金申請等における仕入控除税額の取扱い

補助金申請等における仕入控除税額の取扱いについては、別紙「補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート」を踏まえて、適切に手続きを行ってください。

3 応募について

(1) 提出書類

応募書類	提出部数
① 交付申請書(様式第1号(鳥取県補助金交付規則第5条関係))	各1部
② 事業計画書(様式第1号)	
③ 事業実施計画書(様式第1号別紙1)	
④ 在学証明書(様式第1号別紙2)	
⑤ 収支予算書(様式第2号)	
⑥ 補助金所要額調書(様式第2号別紙1)	

(2) 応募方法

郵送又は持参により提出してください。

4 申込みにあたっての留意事項

募集期間における、同一法人の応募は1回までとします。(同一グループ法人であっても、法人格が別の場合は、別法人として考える。)

ただし、募集期間終了後、予算に余りがある場合、同一法人による複数回の応募についても受け付けます。

5 申込・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課地域包括ケア推進担当

電話：0857-26-7689

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

別表

通し番号	事業所種別
1	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のロ）
2	老人デイサービスセンター
3	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
4	指定介護予防通所介護
5	指定認知症対応型通所介護
6	指定介護予防認知症対応型通所介護
7	老人短期入所施設
8	指定短期入所生活介護
9	指定介護予防短期入所生活介護
10	養護老人ホーム
11	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
12	軽費老人ホーム
13	ケアハウス
14	有料老人ホーム
15	指定小規模多機能型居宅介護
16	指定介護予防小規模多機能型居宅介護
17	指定複合型サービス
18	指定訪問入浴介護
19	指定介護予防訪問入浴介護
20	指定認知症対応型共同生活介護
21	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
22	介護老人保健施設
23	指定通所リハビリテーション
24	指定介護予防通所リハビリテーション
25	指定短期入所療養介護
26	指定介護予防短期入所療養介護
27	指定特定施設入居者生活介護
28	指定介護予防特定施設入居者生活介護
29	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
30	サービス付き高齢者向け住宅
31	第1号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のイ）
32	指定訪問介護
33	指定介護予防訪問介護
34	指定夜間対応型訪問介護
35	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
36	介護医療院